

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

稲敷市長 笥 信太郎

市町村名 (市町村コード)	茨城県 稲敷市 (082295)		
地域名 (地域内農業集落名)	西ノ洲・甘田入地区 (西ノ洲・甘田・阿波崎) ⑪		
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年5月30日 (第2回)		

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・基盤整備事業の完了時期が未定である。
- ・現時点で想定されている担い手が60代、70代が多く、後継者は少ないが、農地の返還に向けて検討していく。
- ・仮換地から年数がたっており、農地の集積・集約の状況も変化している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・農地の返還にあわせて、今後検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	188 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	188 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域の農用地区域内の農地、及びその周辺の農地で、農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地の集約化等については、農地の返還に向けて検討していく。 ・農地の返還に伴い、規模拡大農家(受け手)が不足する場合は、農業法人等による地区内参入を検討し、不耕作地が発生しないよう農地の集積・集約を推進する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・離農等で新たに発生する農地の貸借や団地化推進のための耕作地交換等の際には、農地中間管理事業を活用し中心経営体への農地の集積・集約に関する取り組みを推進する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・国土交通省の霞ヶ浦底泥浚渫事業に伴う県営基盤整備が実施中である。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・将来的な経営モデルについては、農地の返還に向けて検討していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・防除作業(薬剤散布)は、稲敷農業協同組合への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①ナガエツル等の被害拡大を防ぐため、対策や処理方法について農業者への情報共有を図っていく。
- ②有機栽培で生産する水稻を地域の特産物として拡大を図る。
- ③農作業の省力化を目標とした、ドローンなどを活用した次世代型農業「スマート農業」の併用を図っていく。
- ④農業者への情報提供などを通じて、農産物の輸出を促進する。
- ⑧農業の持続や規模拡大を目指すための農業用施設の整備を支援し、担い手の維持確保を図る。
- ⑨WCSや飼料用作物等の生産や家畜排せつ物の堆肥化等を促進し、循環型農業の構築を図る。